

6 飯 経 農 第 1431 号
令 和 7 年 1 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	庄内上区 (高倉、筒野、赤坂、入水、山倉)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月 22日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、山間部に隣接している農地が多いため、耕作放棄地が増加傾向にある。そして、主に70歳前後の農業者が地域農業を支えているのが現状であり、後継者不足等による規模縮小や離農を考えている農地もあるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、有害鳥獣及び病害虫による農作物への被害が年々増加傾向にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、地元・近隣農業者（地域外から希望する農業者含む）や農業法人等が中心となって農地の維持・保全を行っていく。そして、耕作可能な農地は農地中間管理機構を通して主要な担い手等への集積・集約を進め、水稻を地域の主要作物とした耕作を継続すると共に振興野菜の拡充を行う。また、認定農業者も多く、活動が盛んな柿やイチゴなどの園芸作物についても引き続き生産振興を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	190.34 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	188.84 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	1.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。

保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等(森林化)しており農用地としての復旧が困難な所、また直近で転用予定のある農地としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地元・近隣農業者（地域外から希望する農業者含む）や農業法人等が中心となって農地の維持・保全を行っていくことを基本とし、今後は農地中間管理機構を活用して、担い手や団体への農地の集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

縮小（離農）意向の農業者の農地については、農地中間管理機構を通じて担い手や団体への農地の集積・集約を積極的に進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

主要な農地については基盤整備済み。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や農業委員会、JA等と連携しながら、若年層及び認定農業者などの担い手の確保を行う。また、新規就農者についても、JAや普及指導センター等と連携し、農地のあっせんや営農指導等を行い、担い手育成の取り組みを展開する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地元農業者のニーズや状況に応じて、JAや農業法人等への農作業委託制度の活用を推進する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ・シカ等の有害鳥獣被害が増加しないよう、防護柵設置の拡充や駆除員の確保など防止対策を推進する。また、カメムシやイモチ病等の病害虫被害については、JA等の営農指導に基づき、被害の抑制に努める。
②環境保全型農業直接支払交付金制度を活用した特栽米作付の推進を図る。また、園芸作物についても減農薬・減肥料栽培の拡大を推進する。
⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の収集範囲を決定する。